

## 香芝市既存木造住宅耐震改修工事補助事業の対象要件

補助対象住宅：次のいずれにも該当する市内の住宅

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること
- ②3階建て以下の木造住宅（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る））であること
- ③耐震診断の結果が構造評点1.0未満であること

補助対象者：補助対象住宅の所有者（共有の場合は共有者全員により合意された代表者）

ただし、次に掲げる者は除く

- ・香芝市に納税義務の生じた市税を滞納している者
- ・香芝市に納税義務の生じた国民健康保険料を滞納している者

補助対象工事：構造評点を1.0以上にする耐震補強改修工事

工事期間：補助金の交付決定日以降に工事契約、着工し、原則として令和4年2月末日までに完了すること

補助金の額：耐震改修工事に要した経費（一般管理費、現場管理費及び共通仮設費を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、下記の区分に応じて限度額を定める。

※耐震改修工事に要する経費は50万円以上とする

香芝市が作成する避難行動要支援者名簿に登録された者が居住する住宅の所有者	100万円を限度とする
上記以外の者	50万円を限度とする

※避難行動要支援者・・・災害が発生した場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ避難の確保を図るため特に支援を要するもの。（裏面へ）

例)

- ・世帯構成員が全員 70 才以上の方（昼間・夜間ひとり暮らし高齢者のみ世帯を含む）
- ・要介護認定者（要介護 3 以上）
- ・身体障害者手帳 1・2 級所持者
- ・療育手帳 A 判定所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
- ・特定疾患医療受給者

お問い合わせ先 市役所都市計画課  
TEL：0745-44-3315